

## 義務提出事業者による「地球温暖化対策報告書」の公表義務について

都は、皆さまから御提出いただいた「地球温暖化対策報告書」の内容を、条例第8条の24に基づき、都のホームページ（以下「HP」⇒「[地球温暖化対策報告書制度](#) 公表ページ」）にて公表しています。なお、義務提出事業者の皆様は、都による公表に加えて、事業者自らが「地球温暖化対策報告書」の内容を遅滞なく公表することが義務付けられていますので、以下を参考に、公表をお願い致します。

＜義務提出事業者自らによる公表の内容・方法について＞

### 1 公表しなければならない内容

以下の(1)(2)の全ての項目を公表することが必要です。

(1) 事業者に関して記載する事項（地球温暖化対策報告書その1の内容）

- 報告書を提出する事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 取組方針
- 組織体制の整備の状況

(2) 個々の事業所等に関して記載する事項（地球温暖化対策報告書その2の内容）

- 事業所等の名称
- 事業所等の所在地
- 事業所等の延床面積
- 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量
- 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量
- 地球温暖化の対策の実施状況

### 2 公表方法

原則として、下記の方法により、自社HPで公表して下さい。

- ◆方法：「地球温暖化対策報告書」のデータを、自社HPに掲載  
（PDF ファイル、EXCEL ファイル等、データのファイル形式は問いません。）

### 3 公表期間

- ◆公表開始時期：提出した「地球温暖化対策報告書」の確認・修正が完了次第、速やかに実施  
（目安：確認・修正が完了してから、1ヵ月以内）
- ◆公表終了時期：「地球温暖化対策報告書」の提出年度の翌年度から起算して、3ヶ年度目の末日まで  
（例：2016年8月31日に提出した「地球温暖化対策報告書」⇒2020年3月31日まで公表）